

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

井手町長 西島 寛道 様

私の所有する下記の家屋について、地方税法附則第15条の7第1項又は第2項（認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額）に規定する家屋となりましたので、同条第3項の適用を受けたく、井手町税条例附則第10条の3第2項の規定に基づき申告します。

納税義務者 住所
ふりがな
氏名(名称)
個人番号又は法人番号
電話番号

(納税義務者以外の方が申告される場合)

代理人住所
代理人氏名

記

家屋所在地	綴喜郡井手町大字	小字	家屋番号	番
種類・構造・床面積	種類	構造	床面積	
	専用住宅 併用住宅 ()	造・葺・階建	(居住部分	m ² m ²)
建築年月日	年月日			
登記年月日	年月日			
居住の用に供した年月日	年月日			
期日までに提出できなかった理由 (該当する場合のみ記入)				

◎認定長期優良住宅であることを証明できる書類（京都府山城北土木事務所長発行の認定通知書）の写しを添付してください。

◎この申告書の提出期限は、建築した年の翌年の1月末までです。

※専用住宅や併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、居住部分の床面積が50m²（1戸建以外の貸家住宅は40m²）以上280m²以下の家屋のうち、120m²以下の部分について固定資産税額が2分の1に減額されます。（都市計画税は減額対象外となります。）

※減額される期間：(ア)一般の住宅 ((イ)以外の住宅) …新築後5年度分 (イ)3階建以上の中高層耐火住宅、準耐火住宅…新築後7年度分